き・・ ダ

原判決を破棄する。 被告人を懲役一年に処する。

原審における未決勾留日数中二〇日を右刑に算入する。 この裁判確定の日から五年間、右刑の執行を猶予する。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人若尾令英及び被告人作成の各控訴趣意書記載のとおりであるから、これらを引用する。

各論旨は、いずれも、原判決の量刑が不当である、というのである。

よつて、論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法三九七条一項、三七八条四号により原判決を破棄したうえ、同法四〇〇条但書により、当審において直ちに次のとおり自判する。

当裁判所が認定した「罪となるべき事実」及び挙示する「証拠の標目」は、原判決の「証拠の標目」欄の末尾に、「A及びB作成の各被害届」を加えるほか、原判決が認定し、挙示するそれと同一である。

明らかな諸般の事情に照らすと、本件については、今回に限り被告人に対する刑の執行を猶予するのが相当であると認められるので、前記処断刑の範囲内で、被告人を懲役一年に処し刑法二一条により原審における未決勾留日数中二〇日を右刑に算入したうえ、同法二五条一項に基づきこの裁判の確定した日から五年間右刑の執行を猶予することとし、なお原審及び当審における訴訟費用については、刑事訴訟法一八一条一項但書を適用しこれを被告人に負担させないこととして、主文のとおり判決する。

(表判長裁判官 松井薫 裁判官 村上保之助 裁判官 木谷明)